**平成２８年（フ）第２０２７号**
横浜市青葉区荏田西２丁目15番地５　フレスコート青葉の丘710
破産者　小林今佐男
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第６２号**
新潟県村上市千縄655番地
破産者　髙橋　利行
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２８年（フ）第６６号**
長野県南佐久郡佐久穂町大字八郡1746番地イ号
破産者　清水善太郎
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

**平成２８年（フ）第７７号**
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1070番地63
破産者　阿部　惠美（旧姓萩原）
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

**平成２７年（フ）第３８０号**
岐阜市池田町２丁目18番地
破産者　松井　伸行
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２８年（フ）第２２５号**
岐阜県羽島郡笠松町円城寺875番地の１　（ハイツ園城　202号室）
破産者　堀場光記臣
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２８年（フ）第４０号**
名古屋市東区筒井３丁目４番７号
破産者　塩谷　　昇
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２８年（フ）第２９７号**
静岡県三島市南田町２番８号　坂本ビル
破産者　岩本　成彩
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２８年（フ）第３３３号**
静岡県沼津市高島町３番14号
破産者　渡辺　正章
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２８年（フ）第３４６号**
静岡県浜松市中区中島３丁目24番33号
破産者　松下　博史
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２８年（フ）第４０９号**
静岡県掛川市浜野新田176番地の２、前住所静岡県掛川市浜野新田176番地の３
破産者　鐘ヶ江マイケルこと　カネガエ　バスコンセロス　マイケル　または　カネガエ　バスコンセルス　マイケル
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２８年（フ）第２４３号**
名古屋市東区東桜２丁目３番７号　東カン名古屋キャステール418号
破産者　戸田　幸宏
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第５４２号**
名古屋市東区東大曽根町29番地11号　共栄ビル西棟301号、住民票上の住所名古屋市中川区二女子町２丁目56番地
破産者　早瀬　友梨
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第５４３号**
名古屋市東区東大曽根町29番11号　共栄ビル西棟301号
破産者　渡邉　進也
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１１０４号**
名古屋市東区代官町14番24号　ルラシオン代官町305号
破産者　下宮　徹也
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１１３４号**
名古屋市千種区大島町４丁目１番地　メゾンさくら201号、従前の住所名古屋市千種区大島町２丁目83番地の１
破産者　中里　祥己
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１２７８号**
名古屋市中村区靖国町１丁目21番地　グレースシャインナカムラ104号
破産者　青木　哲也
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第２号**
京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の１　グリーンタウン槇島306棟103号、破産手続開始決定時の住所京都府相楽郡精華町光台５丁目21番地５
破産者　木瀬　篤治
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係